

平成21年 9月 10日

民主党川崎市議員団 団長 飯塚正良 様

川崎市川崎区 小田栄町、小田3丁目、
小田5・6丁目、小田7丁目、
京町、姥ヶ森、渡田
の住民有志

代表者：

平山泰可 川崎市小田1丁目19-3

(電話：044-333-3205)

中野栄 川崎区小田3丁目16-14

小宮福久 川崎区小田栄1丁目11-18

公開質問状

旧県立川崎南高校の解体工事が現在も行なわれていますが、先日、8月28日東京労働安全衛生センターの報告書により、解体中の建物の壁2ヶ所及び、土の表面からアスベストが検出されたことが明らかとなりました。

検体の入手方法に関しては、現場の作業員の方から提供をして頂きました。

上記の事実を受け、私たちをはじめ、多くの近隣住民の方がアスベスト飛散による健康被害について不安を抱えています。そこで、私たちは以下の2点を9月4日川崎市長、環境局長、環境対策課部長に要望致しました。

ア. 住民の不安を解消するため、環境局が主体となり、行政、地域住民、及び市議会議員の3者立会いのもとで検体を採取し、行政、住民相方それぞれが指定する機関において、アスベスト含有の有無を分析調査により、明らかにすること。

イ. 旧県立川崎南高校から、線路を挟んで向かいに位置する東小田小学校、東小田保育園、さらにゼファー所有の敷地(エスパ駐車場に隣接する空き地)の3ヶ所において、

行政、地域住民及び、川崎市議会議員の3者立会いのもと、その敷地の土壌を採取し、行政、住民相方それぞれが指定する機関において、アスベスト含有の有無を分析調査により、明らかにすること。

アスベストに関わる健康被害者数は、年々増加傾向を辿っており、現在のアスベスト飛散源のほとんどが、解体工事現場です。川崎南高でも、十分な事前調査がされず、アスベストの存在に気づかず解体されてしまい、住民の健康が脅かされていると同時に多くの方が不安を抱えています。

そこで、以下の点について、貴党の見解を伺います。

- ① アスベストによる健康被害、大気汚染などのアスベスト公害について、貴党の見解を伺います。

健康被害に対する明確な基準がない(本年度の指定都市の要望にも明記されています)なかで、肺気腫などの因果関係は明らかになっている。第2のエイズ問題ともいふべき、重要かつ緊急にとりくむべきテーマ。

- ② 現在も、建物の解体に伴いアスベストを含んだ粉じんが、周囲に飛散している状況が続いており、住民の健康被害に対する不安は増大しています。この住民が持つ不安について貴党の見解を伺います。

要望2点の分析調査を行うこと。

- ③ 市長らに対して行なった、私たちの2点の要望について貴党の見解を伺います。

同上

- ④ ③に賛成頂けた場合、貴党は、まず工事を一旦中止させ、私たち住民と行政と共に現地へ赴き、立入り調査を行う意思があるか。また、③に反対であれば、理由をご記入ください。

積極的に参加する。

⑤ 貴党では、既に環境局に対して、要望を申し入れたと伺いました。申し入れた要望の内容、どなたが代表して申し入れを行なったのか、お伺いします。

要望の内容は、ご指摘と同様の2点、団長が代表に団長名で申し入れを行った。

⑥ 特定非営利活動法人「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」の報告によれば、川崎南高校周辺で、アスベスト飛散が確認されています。今後、起こりえる周辺住民への健康被害を考慮し、追跡調査を行なう事の必要性について貴党の見解を伺います。

調査を行い、実態を明らかにする。

⑦ 今後も、建物の解体・改修工事の増加に伴い、アスベスト除去工事件数、アスベスト飛散事故の件数の増加が懸念されています。解体工事に伴う事前調査や工事中の監視体制、などの強化を図ることを目的とするアスベストに関する条例の制定の賛否について、貴党の見解を伺います。

国の基準がない以上、事前調査と監視体制の強化は必要。条例化すべき。

⑧ その他、住民の不安の解消の為、貴党に具体案があれば、ご記入下さい。

とにかく分析・調査を行い、住民の不安の解消をはかること。もう一つは、例えば国の予算を使って、大田区・鶴見区と同様の健康調査を希望者に実施すること。

市長が、今年6月26日の本会議で答弁されておりましたように住民の健康に関わる重大な問題であるので、是非、住民の不安の解消のために、貴党にもご尽力していただきたく、お願いを申し上げます。

尚、本公開質問状に対する回答は、来る市長選前の貴党のアスベスト公害に対する見解、また、住民の不安に対する考え方として受け止め、広く市民に公開したいと考えております。

また、ご返答を9月17日までに頂きたいと、併せてお願い申し上げます。

御多忙だと存じますが何卒よろしくお願い申し上げます。